

令和6年度

東京都消費生活調査員を募集します!!

東京都では、都民の方々と協働で、消費生活に関する調査を行っています。
この調査結果等により業界や事業者に対して必要な指導等を行い、事業行為の適正化に活用しています。

◆応募要件

消費生活に関心をもつ、**都内に在住している令和6年4月1日現在18歳以上の方**（地方公務員を除く。）で、かつ、電子メールアドレスを保有し、PC・タブレット・スマートフォン等の電子機器でインターネット（調査回答システム）を利用した**オンラインでの調査回答ができる方**※

※専用WEBページに掲載する資料を確認の上、WEBフォームへの回答入力を行うほか、調査対象物を撮影又は画像化し、WEBフォームに添付することなどを含みます。**調査依頼や回答の郵送は行いません。**

◆任期 委嘱の日から令和7年3月31日まで （都外に転居された場合、続けていただくことはできません）

◆募集人数 300人

◆調査内容

(1) 区分調査（年度を通じ、A,B,Cのいずれか1区分の調査を割り当てさせていただきます。）

調査区分	調査内容等
A （食品表示調査） 100人	食品表示法等に基づく食品の表示状況についての店舗調査 （調査3回） ※注
B （表示・広告調査） 100人	景品表示法等に基づく商品やサービスの表示・広告の調査 （調査3回：うち1回は店舗調査） ※注
C （計量調査） 100人	調査員が日常生活で購入した生鮮食品等の内容量の調査 （調査3回：はかりは都が提供。調査品数は1回あたり20点以上を予定）

※注 A及びBの店舗調査は、調査員御自身が店舗に出向き、店長等の了解を得たうえ、店内で調査していただきます。**覆面調査ではありません。**

Bの店舗調査以外の調査は、**都が指定する広告**（新聞折込チラシ、フリーペーパー等の紙面広告やインターネット・SNS上の広告など）を調査員ご自身で入手し、表示内容を調査していただきます。

※社会情勢等により、調査内容・回数等は変更となる場合がございます。

(2) テーマ調査(全調査員)

消費者を取り巻く現状や課題に関して、都が必要と認めたテーマで調査を行います。

(3) 災害時の緊急調査(全調査員) ※可能な範囲で御協力ください。

災害等が発生して都が必要と判断した際に行う、小売店での食品や日用品の品不足等の調査です。

◆謝礼金

(1) 区分調査はA,B,Cの調査の実績に応じて支払います（1回**3,000円**）。

(2) テーマ調査は別途設定します。

(3) 災害時の緊急調査は無償です。

制度のあらましや調査方法などの詳細は

WEBサイト「東京暮らしWEB」の『東京都消費生活調査員』Q&Aでご確認ください。

問合せ先 東京都生活文化スポーツ局 消費生活部 企画調整課 消費者情報担当
☎ 03-5388-3076



[応募方法]

WEBサイト「東京暮らしWEB」の募集ページにアクセスし、説明をご確認の上、東京共同電子申請・届出サービスから応募してください。

- 「消費生活調査員募集ページ」にアクセス
- ① 「東京暮らしWEB 調査員募集」で検索

東京暮らしWEB 調査員募集

検索



- ② URL

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/chousa/t_chosain/

- ③ QRコード



募集ページで制度・調査の詳細や
応募の流れを説明しています！
必ず読んでから応募してください。



- 東京共同電子申請・届出サービスの応募フォームにアクセス
※初めに「申請者情報登録」が必要です。



- 以下の必要事項①～⑨を応募フォームに入力してください。

[必要事項]



- ①住所
- ②氏名(ふりがな)
- ③年齢(令和6年4月1日現在)
- ④職業
- ⑤連絡先電話番号
- ⑥PCからのメールを受け取れる電子メールアドレス
- ⑦希望する調査区分(A～Cの希望順位を付けて記載)
- ⑧情報の入手方法(広報東京都、東京暮らしWEB等)
- ⑨応募動機(300～400字程度)

※お送りいただいた個人情報は、東京都消費生活調査員制度以外の目的には使用しません。

[募集期間]

令和6年1月11日(木曜日)から
令和6年2月13日(火曜日)まで (23時59分受信有効)

[選考方法]

- ・地域配分、応募動機等を考慮の上選考します。
- ・選考結果は、令和6年3月中旬までに、応募者全員に東京共同電子申請・届出サービスを介して通知予定です。

みなさまのご応募をお待ちしております！

